

北海道告示第 11560 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 8 年 2 月 10 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 10 月 10 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭川ショッピングセンター パワーズ
旭川市永山 11 条 4 丁目 120-36

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 株式会社富士管財 代表取締役 小川 恒平

旭川市 2 条通 19 丁目 367 番地 2

イ 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一
東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社 AOKI	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社 COO&RIKU 東日本	午前 11 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社 大創産業	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分
株式会社 エービーシー・マート	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分
株式会社 パルウォータ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分
株式会社 ジンズ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分
株式会社 PANTO	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分
株式会社 アドニス	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻	変更事項
株式会社 AOKI	午前 10 時 00 分	午後 7 時 00 分	(ア)

株式会社C o o & R I K U東日本	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分	(イ)
株式会社大創産業	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分	
株式会社エービーシー・マート	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分	
株式会社パルウォーク	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分	
株式会社ジンズ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分	
株式会社 PANTO	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分	
株式会社アドニス	午前 9 時 00 分	午後 9 時 50 分	

(4) 変更の年月日

上記(3)(ア)(イ) 令和 7 年 9 月 17 日

(5) 変更する理由

上記(3)(ア)(イ) 経営方針変更による営業時間変更のため

2 届出年月日

令和 7 年 9 月 17 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 8 年 2 月 10 日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に
関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで、翌
年の 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで